

災害に於ける危機管理対策

災害に備えて

安全で良質な水道水の供給を確実に維持していくことが水道事業の使命です。そのために水道課では、安全・安定・安心でより信頼性の高い水道を構築するため、危機管理対策に取り組んでいます。

危機管理の取り組み

災害発生により、水道施設が被害を受けた場合、断水を避けられず被災した地域に水道水の供給ができなくなる可能性があります。

そこで、水道課では、職員の危機管理に対する行動原則や、災害時における迅速且つ的確な対応の実施、一刻も早い平常給水への回復などを図ることを目的とした「危機管理マニュアル」を策定し、災害発生時の対策に努めています。

防災訓練の実施

水道課では、全職員を対象に応急給水訓練をはじめとし図上訓練等も活用して災害時において迅速且つ的確な対応ができるよう半年に1回の割合で防災訓練を実施しています。



対策本部設置



移動給水車による応急給水訓練



断水区域を想定した図上訓練



給水所を設け応急給水訓練



背負えるので両手は自由

応急給水

給水を必要とする地域及び避難所などへの応急給水は、給水タンクを搭載した車両の派遣や使用可能な周辺の消火栓を使用するなどして、現状に応じた適切な方法により行います。



応急復旧

応急復旧を迅速に行うため、資機材の保管は本庁舎のほか、佐野浄水場や松部浄水場などに保管し、災害時及び緊急時に有効適切にしようすることができます。